

平成十四年六月二十五日受領  
答弁第一一〇号

内閣衆質一五四第一一〇号

平成十四年六月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出大学の教室に週刊誌が盜聴器と盗撮ビデオを仕掛けたとする、安倍官房副長官の国会発言の根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出大学の教室に週刊誌が盗聴器と盗撮ビデオを仕掛けたとする、安倍官房副長官の国会発言の根拠に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府の大陸間弾道弾（ICBM）の憲法解釈等に関する質問に対する答弁書（平成十四年六月十一日内閣衆質一五四第九四号）二について及び政府の大陸間弾道弾（ICBM）の憲法解釈等に関する再質問に対する答弁書（平成十四年六月十八日内閣衆質一五四第一〇一号）一及び二についてでお答えしたとおり、本年五月二十七日の参議院予算委員会における安倍内閣官房副長官の御指摘の答弁は、主催者が取材を認めていなかつた場における同副長官の発言等が関係者の許可なく報道されたこと等を踏まえて行われたものと承知している。

五について

御指摘のような行為が法令違反となるか否かは、具体的事実関係を踏まえて個別に判断されるべき事柄であるので、一概に申し上げることはできない。